

5 利用の手続き

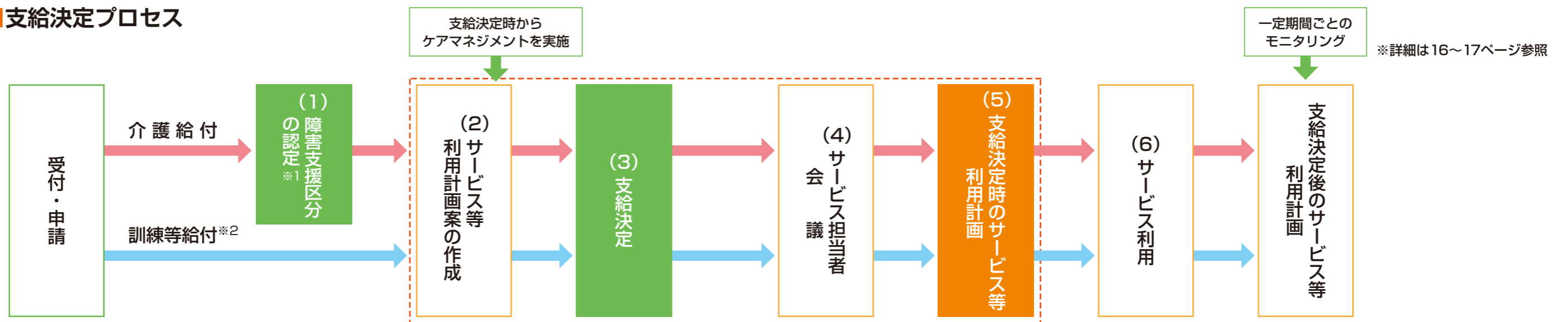
サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口で申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまへ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

サービス利用に関する留意事項

1. 障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。
2. 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。
3. 施設入所支援と就労継続支援または生活介護の利用（障害支援区分3以下）を組み合わせたサービスを新規に利用する方は、サービス等利用計画の策定が必須となります。
4. 指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできます。

支給決定プロセス



- ※1 同行援護の利用申請の場合
障害支援区分の調査に加えて同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害支援区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害支援区分の認定は行わないものとします。
- ※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

* 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

- 調査項目は、
- ① 移動や動作等に関する項目（12項目）
 - ② 身の回りの世話や日常生活等に関する項目（16項目）
 - ③ 意思疎通等に関する項目（6項目）
 - ④ 行動障害に関する項目（34項目）
 - ⑤ 特別な医療に関する項目（12項目）

の80項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

障害支援区分の調査項目

1 移動や動作等に関する項目【12項目】	2 身の回りの世話や日常生活等に関する項目【16項目】	3 意思疎通等に関する項目【6項目】	4 行動障害に関する項目【34項目】	5 特別な医療に関する項目【12項目】
1 寝返り	1 食事	1 視力	1 被害的・拒否的	1 点滴の管理
2 起き上がり	2 口腔清潔	2 聴力	2 作話	2 中心静脈栄養
3 座位保持	3 入浴	3 コミュニケーション	3 感情が不安定	3 透析
4 移乗	4 排尿	4 説明の理解	4 昼夜逆転	4 ストーマの処置
5 立ち上がり	5 排便	5 読み書き	5 暴言暴行	5 酸素療法
6 両足での立位保持	6 健康・栄養管理	6 感覚過敏・感覚鈍麻	6 同じ話をする	6 レスピレーター
7 片足での立位保持	7 薬の管理		7 大声・奇声を出す	7 気管切開の処置
8 歩行	8 金銭の管理		8 支援の拒否	8 疼痛の看護
9 移動	9 電話等の利用		9 徘徊	9 経管栄養
10 衣服の着脱	10 日常の意思決定		10 落ち着きがない	10 モニター測定
11 じょくそう	11 危険の認識		11 外出して戻れない	11 じょくそうの処置
12 えん下	12 調理		12 1人で出たがる	12 カテーテル
				13 収集癖
				14 物や衣類を壊す
				15 不潔行為
				16 異食行動
				17 ひどい物忘れ
				18 こだわり
				19 多動・行動停止
				20 不安定な行動
				21 自らを傷つける行為
				22 他人を傷つける行為
				23 不適切な行為
				24 突発的な行動
				25 過食・反すう等
				26 そううつ状態
				27 反復的行動
				28 対人面の不安緊張
				29 意欲が乏しい
				30 話がまとまらない
				31 集中力が続かない
				32 自己の過大評価
				33 集団への不適応
				34 多飲水・過飲水

モニタリング

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング」(サービス等利用計画の見直し)が実施されます。

※モニタリング実施期間は、利用者の状況や利用しているサービスの内容等によって市町村が定める期間ごとに行われ、少なくとも1年に1回以上は実施されます。

※セルフプランによるサービス利用者は、モニタリングは実施されません。

■モニタリングの標準期間のイメージ

